

8月から70歳以上の人の高額療養費の上限額が変わります

全ての人が安心して医療を受けられる社会を維持するために、高齢者と若者の間での世代間の公平が図られるよう、平成29年8月から、70歳以上の方の上限額が下表のように変わります。

どの適用区分に該当するかは、被保険者証、または限度額認定証でご確認いただけます。

平成29年7月まで

適用区分		外来 (個人ごと)		外来+入院 (世帯ごと)
現役並み	課税所得 145万円 以上の人	44,400円	80,100円+ (医療費-267,000円) ×1% 【多数回44,400円】 (※2)	
	課税所得 145万円 未満の人 (※1)	12,000円	44,400円	
住民税非課税	Ⅱ住民性 非課税世帯	8,000円	24,600円	
	Ⅰ住民性 非課税世帯 (年金収入80万 円以下など)		15,000円	

→

平成29年8月から

適用区分		外来 (個人ごと)		外来+入院 (世帯ごと)
現役並み	課税所得 145万円 以上の人	57,600円	80,100円+ (医療費-267,000円) ×1% 【多数回44,400円】 (※2)	
	課税所得 145万円 未満の人 (※1)	14,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円 【多数回44,400円】 (※2)	
住民税非課税	Ⅱ住民性 非課税世帯	8,000円	24,600円	
	Ⅰ住民性 非課税世帯 (年金収入80万 円以下など)		15,000円	

- ※1 世帯収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。
- ※2 過去12カ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

問い合わせ先 本庁 税務住民課 国保年金係 ☎0968・86・5723
総合支所 住民課 税務住民係 ☎0968・34・3111（内線751）

8月から保険証が切り替わります

現在お持ちの保険証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証については、**8月1日以降に破棄**していただきますようお願いします。

既に「限度額適用・標準負担額減額認定証」（橙色）をお持ちの人は、新しい「限度額適用・標準負担額減額認定証」（水色）を保険証と一緒に送付します。

また、入院中（予定）の人でまだ「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちでない人は、下記にお問い合わせください。

※「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、平成29年度（平成28年中の所得金額）の市町村民税の課税状況をもとにして、世帯の全員が市町村民税非課税の人が対象となります。

問い合わせ先	本庁 税務住民課	国保年金係	☎0968・86・5723
	総合支所 住民課	税務住民係	☎0968・34・3111（内線751）